

令和7年度 都立狛江高等学校テニスコート開放のご案内

都立狛江高等学校開放事業運営委員長
東京都立狛江高等学校長

令和7年度の都立狛江高等学校におけるテニスコート開放を下記により実施します。
使用を希望する団体は、内容をご確認のうえ「3 提出書類」に記載の各書類を提出期限内に提出してください。

記

1 開放予定日及び時間帯

	月 日	曜日	午前の部	午後の部
1	5月25日	日	9:00~12:45	12:45~16:30
2	6月28日	土	9:00~12:45	12:45~16:30
3	6月29日	日	9:00~12:45	12:45~16:30
4	10月18日	土	9:00~12:45	12:45~16:30
5	10月19日	日	9:00~12:45	12:45~16:30
6	11月30日	日	9:00~12:45	12:45~16:30
7	3月1日	日	9:00~12:45	12:45~16:30

2 開放施設

オムニコート5面

※ 同時に5団体が使用します。各時間帯で各団体が使用できるのは1面のみです。

3 提出書類

使用の申込みにあたっては、次の各書類を提出してください。

- (1) 都立学校施設使用団体登録申請書
- (2) 登録団体構成表
- (3) **団体の規約（組織・運営・活動計画等が明記されたもの。約款、規則等名称問わず。）**
- (4) 管理指導員承諾書
- (5) 令和7年度テニスコート使用希望申込書
- (6) 返信用(定型)封筒（返信先を記入し、110円切手を貼付してください。）

4 提出期限

令和7年3月14日（金） 消印有効

5 使用に関する手続き

(1) 団体登録について

使用にあたっては、あらかじめ施設使用団体としての登録が必要です。「都立学校施設使用団体登録申請書」、「登録団体構成表」及び「団体の規約」を上記提出期限内に本校経営企画室へ郵送により提出してください。**「団体の規約」がない場合は申請を受け付けられません。**

学校のセキュリティ管理上、不特定多数が使用する活動はできません。また、「登録団体構成表」に記載のない人は使用できません。

なお、団体登録の期間は当該年度末までであり、翌年度には継続しません。

(2) 登録の要件

登録できる団体は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ア 主に都内に在住・在勤・在学するもので構成された10人以上の団体
- イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- ウ アマチュア活動を目的としている団体
- エ 営利を目的としない団体
- オ 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体

(3) 登録証の交付

「都立学校施設使用団体登録申請書」、「登録団体構成表」及び「団体の規約」を基に、登録の要件を満たしていると判断された団体について登録を決定し、「都立学校施設使用団体登録証」を交付（代表者住所へ郵送）します。なお、提出された書類は返却しませんのでご了解ください。

ただし、登録の要件を満たしていると判断できない場合は、登録の受付をお断りし送付された書類は返送いたします。

(4) 管理指導員について

登録団体代表者の方には、管理指導員を兼任していただきます。登録申請書類とともに「管理指導員承諾書」を提出してください。管理指導員の主な職務内容は管理指導員承諾書に記載されていますのでご確認ください。

なお、施設開放時には学校の担当者の立会いがありませんので、管理指導員承諾書に記載のない業務もお願いすることがあります。

(5) 使用の申込みについて

登録申請書類とともに「令和7年度テニスコート使用希望申込書」を提出してください。

使用を希望する日及び時間帯については、申込書の希望順位の欄に第1希望から第5希望までを記入してください。

(6) 使用予定日の決定について

提出された使用希望申込書を基に、本校学校開放事業運営委員会において各団体の使用予定日の割当てを決定します。（重複した場合は抽選します。）

割当ての決定内容については、書面を都立学校施設使用団体登録証とともに郵送します。

(7) その他

「施設使用に関する決まり」が遵守されない場合は使用できませんので、あらかじめご確認ください。